

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年4月1日
【会社名】	株式会社千趣会
【英訳名】	SENSHUKAI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梶原 健司
【本店の所在の場所】	大阪市北区同心1丁目6番23号
【電話番号】	06-6881-3100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート本部長 高橋 哲也
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区同心1丁目6番23号
【電話番号】	06-6881-3120
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート本部長 高橋 哲也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年3月30日開催の当社第76期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

A種優先株式及びB種優先株式につきましては、その発行済株式の全部を取得、消却したことから、その内容を規定した「第2章の2 種類株式」及び種類株主総会について規定した第18条の2を全文削除するとともに、A種優先株式及びB種優先株式について規定された箇所(第6条及び第9条)につき必要な変更を行う。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、180,000,000株とし、 <u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u>	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、180,000,000株とする。
普通株式 180,000,000株	(削 除)
A種優先株式 5株	(削 除)
B種優先株式 9株	(削 除)
(単元株式数) 第9条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、 <u>A種優先株式及びB種優先株式の単元株式数は1株とする。</u>	(単元株式数) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。
第2章の2 種類株式	(削 除)
(A種優先株式)	
第12条の2 (条文省略)	(削 除)
(B種優先株式)	
第12条の3 (条文省略)	(削 除)
(種類株主総会)	
第18条の2 (条文省略)	(削 除)

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、梶原健司、石田晃一、三村克人、高橋哲也、佐野 太寺川尚人、青山直美及び横山慎一の8名を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、高杉信匡の1名を選任する。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

社外取締役及び資本業務提携先から派遣された取締役を除く取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)
第1号議案	284,815	1,867	88	(注) 1	可決 98.38
第2号議案				(注) 2	
梶原健司	283,135	3,555	86		可決 97.80
石田晃一	283,281	3,409	86		可決 97.85
三村克人	283,340	3,350	86		可決 97.87
高橋哲也	283,469	3,221	86		可決 97.92
佐野 太	283,187	3,503	86		可決 97.82
寺川尚人	283,191	3,499	86		可決 97.82
青山直美	283,334	3,356	86		可決 97.87
横山慎一	283,279	3,411	86		可決 97.85
第3号議案				(注) 2	
高杉信匡	284,461	2,259	52		可決 98.26
第4号議案	270,671	15,989	115	(注) 3	可決 93.49

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上